6月21日（第8日目）

1. 開議並びに散会時刻
自午前10時～至午後4時9分

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	伊保清安	2番	天久盛雄
3番	石川真六	4番	渡名喜庸仁
5番	宮里敏行	6番	瑞慶覧朝村
7番	比嘉盛栄	8番	又吉正弘
9番	棚原憲信	10番	稲嶺正康
11番	安次富盛信	12番	大川昇
13番	知名朝司	14番	崎間正篤
15番	仲村春仁	16番	武島行男
17番	佐喜真弘	18番	比嘉義定
19番	宮城盛昌	20番	伊佐徳次郎
21番	仲村盛光	22番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。
市長島袋全一　助役沢岻安一
総務課長吳屋好永　財政課長仲村春信
民生課長当山全喜　経済課長伊佐友誠

観光課長 古波蔵信三. 都計課長 島村善幸.
土木課長 島袋善信. 水道課長 仲村春盛.
消防団長 大城仁幸. 教育委員会会計係 知花栄幸.

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。
局長 末吉健男. 書記 島袋真由.

8. 議事日程は次のとおりである。
日程第1. 議案第41号 宜野湾市水道部企業職員の給与の種類及び基準を定める条例制定について.
〃 2. 議案第52号 宜野湾区教育委員会職員の給料及び旅費諸手当に関する規則の一部改正について.
〃 3. 議案第34号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について.
〃 4. 議案第53号 宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める規則の一部改正について.
〃 5. 議案第33号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について.
〃 6. 議案第45号 1968年度宜野湾市一般会計才入才出予算.
〃 7. 議案第46号 1968年度宜野湾市上水道特別会計予算.
〃 8. 議案第47号 1968年度宜野湾市土

地区画整理事業第二地区特別会計
才入才出予算
〃　9.議案第48号 1968年度宜野湾教育
区才入才出予算

議長	出席16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、よって只今より本日の会議を開きます。 （午前10時。）
議長	暫く休憩致します。（午前10時）
議長	再開致します。（午前10時8分）
議長	日程第1、議案第41号 宜野湾市水道部企業職員の給与の種類及び基準を定める条例制定についてを議題と致します。本案につきましては総務常任委員会に付託されましたが、委員会より審査報告書が参っておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。
議長	暫く休憩致します。（午前10時9分）
議長	再開致します。（午前10時10分）
議長	総務委員長の報告を求めます。
総務委員長	総務委員会の審査経過について御報告申し上げます。7月1日から発足するところの公営企業に基づく水道部が設置される訳でありますが、この水道部の職員に対する給与の種類と基準を決めるところの条例の内容でございます。この中には一般事

務局職員の給与条例を準用する面と、それから独立して適用する面とございますが、いずれにしても、この公営企業法の第37条の3項の規定に基づいて、この条例が制定される訳であります。委員会と致しましては、色々と内容の検討もした訳でございますが、別段問題になる面がございませんでしたので、原案通り可決すべきものと決定した訳でございます。尚又、外の委員の方々にも補足的に御説明していただくと同時に皆様の御質疑にお答え致したいと思っております。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫く休憩致します。(午前10時15分)

議長　再開致します。(午前10時16分)

14番　第3条に職員の給与は、第2条1号に定める一般事務部局職員の給与を基準とし、その次に企業の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする。とあるが、これについて具体的に説明願います。

総務委員長　お答え致します。御承知のように、その水道事業は、公営企業であると同時に独立採算性を充分取るべく性格をおびております。外の公営企業、例えば、福祉事

業などの企業ならば、これはある程度欠損してもやむをえないと思う訳でありますが、しかし、この事業はあくまでも独立採算性を取れるような運営をすべきであるというのが特殊的な事業だというふうに考える訳であります。そこで充分その面を生かすべくやはり経費の面 経費節減、いわゆる企業の合理化といったような面を充分考慮に入れて、この人件費並びにこの経費の面を考慮すべきであるというような考え方に立っている訳であります。

14番　採算が取れれば一般職員の給与を上まわって支給することも可能ですか。

総務委員長　お答え致します。それにつきましては、私の方からは、はっきり申し上げられませんが、やはり運営者であるところの管理者、並びに最高責任者であるところの市長の、これは権限に属するし、そういったような面は、基準というものがありますので、その均衡を充分保っていくんじゃないかと、又当然そうすべきであると、いうふうに考える訳であります。

14番　採算が取れれば、一般職員よりは上まわって支給することができますか。

市長　これは、あくまでも給与条例によってしか支

	給できないと思っております。
14番	企業の特殊など考慮にして、外の職員よりは上まわることはできないですか。
市長	その場合においても、給与条例の改正をするならばともかく、給与条例によってしか支給できないと思っております。
1番	第7条の休日における勤務、職員には正規の勤務が休日に当っても勤務をさせるのか。
総務委員長	これは特殊な職務、例えば、企業運営のための仕事につく訳でありますので、一般事務部局の限られた時間、平常の時間といった勤務形態ではなくて、或いは、一般事務部局の職員と変った勤務形態を帯びておりますので、休日に勤務表として勤務割当がなされた場合にはですね、当然正常の給与をを与えるという解釈を持っている訳であります。
1番	この職員は別の日に休日がありますか。日曜日に代るべき休日があるかということです。
総務委員長	これにつきましては、もし休日勤務を命じられた場合、1週間に1回は休日を与えなければいかない、というふうに労基法に明示さ

れております。そこでその代休を与えるか、代休を与えない場合はその分の特殊手当50%ですが、その分だけは支給されるというふうに考えております。

16番　これはですね、今説明されたものとは違うと思います。と申しますのは、現状としては該当する何はないと、いうなれば、これは24時間交代制をしなければいかないと、こうなった場合には、やはり休日にはあたっても正規の勤務に当るということになります。

総務委員長　現時点においても、もし勤務表がですね、休日勤務を命じられた場合には当然1日は代休として与えなければいかないという考えに立っております。

議長　質疑も大体つきたようですが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長　本案に対する討論を求めます。

議長　討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

	（異議なしと呼ぶ）
議長	御異議がございませんので、討論を省略することに致します。
議長	議案第41号、宜野湾市水道部企業職員の給与の種類及び基準を定める条例制定についてを採決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。
	（異議なしと呼ぶ）
議長	御異議がございませんので、本案につきましては原案通り可決決定致します。
議長	日程第2、議案第52号、宜野湾区教育委員会職員の給料及び旅費諸手当に関する規則の一部改正についてを議題と致します。本案は総務常任委員会に付託され、委員会より審査経過報告書が参っておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。
議長	暫く休憩致します。（午前10時28分）
議長	再開致します。（午前10時30分）
議長	本案に対する総務委員長の報告を求めます。
総務委員長	委員会の審査の経過を御報告申し上げま

す。只今事務局から読み上げた通りでありますが、この議案、すなわち教育委員会の職員、並びに雇用人の給料及びその他諸手当を制定する、そして一部改正の内容でございますが、これにつきましては、従来一般事務部局の職員を参考にして、或いはその大体同じような立場で従来のベースアップ、待遇改善もなされておった訳でございます。今回の改正の内容も大体そういうふうな方法で一応改正するようでございますが、ここに従来は雇用人の給与が全然規定化されておりませんでしたが、この度の改正ではっきり基準が定められております。そこで、特に審査の過程において、問題になりましたのは、別表第1号は事務局職員の給与表であります。当然その中に雇用人の給与の内訳を明らかにすべきだといったようなこともございましたが、委員会の会計係の意見等を聞きました。一般事務局の職員はそういったような職名、職種がはっきりしておりますが、雇用人の場合は勿論それもはっきりはしておりますが、全部含めていくらか、いくらまでといった方がいいんだといったような意見もありまして、委員会としては、当然別表、外の別表にして、別表2号と、2条でも作って、そしてその中ではっきり内訳をするといったような意見もありましたが、いずれにしても、この問題だけでなくして、外の規則、規程も非常に矛盾な

面もあるし、又不備な点もたくさんある訳であります。そこで一応は今回の場はそれとして出発致しまして、又外の規則、規程の整備をすると同時にこの面も検討していいんじゃないかといったようなことで、原案通り可決していいというふうに認めた訳であります。尚、外その外につきましては、御質疑にお答えしたいと思っております。

議長　本案に対する質疑を求めます。

議長　質疑がなければ省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、質疑を省略することに致します。

議長　本案に対する討論を求めます。

議長　討論がなければ省略したいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案に対する討論を省略することに致します。

議長	議案第52号 宜野湾区教育委員会職員の給料及び旅費、諸手当に関する規則の一部改正についてを採決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。 （異議なしと呼ぶ）
議長	御異議がございませんので、本案につきましては原案通り可決決定致します。
議長	日程第3、議案第34号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案につきましては総務常任委員会に付託し、審査をお願いしてありましたが、委員会より審査報告書が参っておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。
議長	暫く休憩致します。（午前10時39分）
議長	再開致します。（午前10時40分）
議長	委員長の報告を求めます。
総務委員長	御報告申し上げます。本議案は議員の報酬の問題であります。この度原案では10ドルの増額をして、改正するために提案されておりますが、それにつきまして、委員会としては

慎重にあらゆる角度から検討、審査を進めていった訳であります。このプリントの通りの結果でございますが、審査の過程において、色々検討した訳でありますが、議員の報酬は本土市町村においては生活給にもっていくべく今進めているようであります。すでに本土においては、生活給だというふうにして支給され、そして報酬といったような性格よりは、むしろ給料といったような考え方に変りつつあるように聞いております。又見て来ております。その中では期末手当も支給されておりますが、しかしながら現在の沖縄ではまだまだその域に達しておりませんが、しかしながら将来は当然生生活給を支給して、そして議会活動に専念させる方向に今しむけつつあるようであります。勿論その改正案の額そのものが妥当であるかどうか、といったような面についても一応各自意見を交換した訳でありますが、むしろこの額においては、生活給という立場から考えるならば、少ないようであると、しかしながら、現在の宜野湾市の状態、特に本定例会で問題になっておりますところの職員の汚職事件に関しては市民の疑惑、或いは不信が今高まっている現状であります。その中において、額はどうあろうとも、それを増額するということは好ましいことではないといったようなことで、このような結果、現状維持線が

委員会として決定された訳であります。特にこの問題については色々と問題があるかと思いますので、慎重に御検討願えればと、いうふうに委員会としては考えている訳であります。よろしくお願い致します。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　暫く休憩致します。（午前10時52分）

議長　再開致します。（午前10時54分）

議長　質疑がなければ、省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案に対する質疑を省略することに致します。

議長　本案に対する討論を求めます。

議長　討論もなければ、省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、討論を省

略することに致します。

議長　議案第34号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決致します。委員会案通り原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、委員会案通り原案を一部修正して可決することに決定致します。

議長　日程第4 議案第53号 宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める規則の一部改正についてを議題と致します。本案につきましては、先きに総務常任委員会に付託してありましたが、委員会より審査報告書が参っておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫く休憩致します。（午前10時55分）

議長　再開致します。（午前10時58分）

議長　総務委員長の報告を求めます。

総務委員長	御報告申し上げます。この議案につきましては別段御説明はする必要はないかと思っておりますので、御質疑にお答えしたいと思っております。
議長	本案に対する質疑を求めます。
議長	暫く休憩致します。(午前10時59分)

NO 20

第47回 定例会

NO 3

議長　再開いたします。（午前11時25分）
本案につきましては、休憩中にお話し合い致しましたように違法性が認められておりますので、総務委員会に再付託いたしまして、再検討をお願い致したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので、本案につきましては、総務常任委員会に再付託いたします。

議長　暫休憩いたします。（午前11時30分）

議長　再開いたします。（午前11時30分）
本会議で再付託されました議案第53号宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める規則の一部改正につきましては、審査を終了して議長の手許に参っております。それで一応本報告を総務常任委員会の委員長に求めることにいたします。

総務委員長　この件につきましては、先きに再付託をされましたので、再検討をし

た結果の御報告を申し上げます。
先きの本会議におきまして、委員会の報告について、法令と比較検討審議した結果、違法性が認められると言ったようなことで、本議案は更に再検討すべきだということで再検討した訳でありますがその結果、第1条中第1号を教育委員長とあるのを教育委員に改め月額¥70,—とあるを¥55,—以内に改める。同条中6号、7号は削る。そして8号とあるを6号に改める。以上が再検討した結果の更に修正した案でございます。

議長　暫休憩いたします。（午前11時3分）

議長　再開いたします。（午前11時32分）
本案に対する質疑を終りたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、質疑並びに委員長報告を終ります。

議長　本案に対する討論を許します。

議長　討論ないようでありますので、討論を省略することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので討論を省略いたしまして、採決に入ります。

議長　議案第53号 宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める規則の一部改正についてを採決いたします。原案を一部修正した委員会案に決定することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、左様決定いたしました。

議長　暫休憩いたします。（午前11時33分）

議長　再開いたします。（午前11時33分）
日程第5 議案第33号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先きの本会議で総務常任委員会の

	示に付託してありましたが、一応審査を終了いたしまして、本報告書が参っておりますので、事務局長をして朗読をさせます。
議長	暫休憩いたします。（午前11時33分）
議長	再開いたします。（午前11時36分） 本案に対する総務常任委員長の報告を求めます。
総務委員長	本議案の総務委員会での審査の経過と結果について御報告申し上げます。それにつきましては、報告書に記載してあります通りでありますが、特にこの問題につきましては、委員会でも問題になりましたし、非常に難行もした訳であります。そう言った状態の中で一応総務委員会としての結論を出してございますが、この結論は原案を可とした決定でございます。 これにつきましても、理由にも述べてありますが、この可否決定については、委員長が採決してございます。そこでこの問題の審査に当りましては、他市町村の給与の状態、或は給与体形の状態等も資料をもとにして、審査を進

めて来た訳であります。結果につきましては、先程申し上げた通りでございますが、それに尚この条例の中での給与の支給については、やはり問題がある訳であります。例えば、今度の団交による所の一律#15一アップと言ったような面につきましても非常にこの不公平な面がある方じゃなかろうかと、例えば、就職して、1ヶ月、2ヶ月もたたない内にすぐ、#15一の恩典が与えられると言ったようなことになりますと、長年勤続する方々に対する所の均衡の面からやはり検討すべきではなかっただろうかと言ったような面について、いささか疑問をいだいた訳でございます。それとたえず問題になります所の特殊勤務手当についても問題になった訳であります。地法自治体の行政事務を携わるために3分の1の特殊勤務があるはずがないわじゃないかと言ったような面でございます。それについては、今までにも当局の説明からしてやはり当局においても、これについては、相当検討を進めている様に伺っております。そう言ったような法の異議を充分検討して早い機会において、この問題が是正されるべきで

あると言ったような附帯意見を付して、報告をしてございます。
特にこの問題については、色々と各位の意見があるかと思いますので、慎重に御審議願えれば、幸甚だと思っております。以上簡単に委員会の経過について御報告いたします。

議長　本案に対する質疑を許します。

3番　念のためにそういう意味合いで1点だけお伺い致します。審査報告その3つの2項の所の表決の結果、可否同数であったために委員長の採決により上記の通り決定したとあります。ここで言う所の表決の結果この表決に付したのは、原案を可決すべきである、もしくは、否決すべきである、という問題を表決に付したのであるのか、或は下の少数意見、原案を一部修正して可決すべきである、いや原案通り可決すべきである、という案件を表決に付したのであるか、その点をお願いします。どの案件を委員会において表決に付したのであるのか。

総務課長　若干これについても疑義の点もあるかと思っておりますが　この表決の結果というのは、やはり普通進めております所の原案を検討いたしまして、そして討論の段階で原案に対して、一部を修正すべきであるという意見と原案を可決すべきであるという意見に対する表決でございます。

3番　ここの報告書にあります所の表決に関する表決の結果は即ち表決に付された案件は原案を可とするか否とするか、という案件ではない訳ですね。

総務課長　そうであります。

3番　原案を一部修正するか、原案を一部修正して　可決すべきである、という意見と原案通り可決すべきであるという意見と、そのどちらにするかという案件を表決に付した訳ではない訳ですね。

総務課長　そうであります。

3番　それを表決に付した訳ですね。はい、分りました。

議長　暫休憩いたします。（午前11時46分）

議長　再開いたします。（午前11時46分）
他にありませんか。

（進行と呼ぶ声あり）

議長　他にありませんので、質疑を終りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、質疑並びに委員長報告を終ります。

議長　本案に対する討論を許します。

3番　委員会審査報告にありますように少数意見があります。元来ならばと申しますのは、三役が一般職員でありますならば、当然懲戒委員会にかけられて、免職もしくは停職或は減給処分に相当すべき問題であります。にも拘わらず更に少数意見も額そのものはその形式的にして、あくまで自粛をうながす意味に重点が置か

れております。その証拠には、原案がわずかの金額 月20、ーずつしか変っておりません。繰り返して申し上げますが、従来ならば一般職であるならば、当然懲戒委員会に付されるべき三役であります。それがのこのこと一般職員の給与改善するからと言って三役もそのままここに昇給するということは、時期的に汚職が現にあったという時期を考え合せました場合には、全く眺に落ちません。市長は施政方針その他の機会において、今度の事件に関連して議会と市民に済まなかったと言って、お詫びをしております。それとも、全く相反しております。実をもって実際に済まなかったということを示すのであれば、この辺の給与関係においても、市民が納得するような所まで具体的に示すべきである。私はこういうふうに考えております。従いまして、この原案を見た場合には、私が今申し上げたような、趣旨に相反いたしますので、原案を認める訳には参りません。一般職員におきましては、独自の立場で執行当局と団交という手段をもちまして、そこで両方合意に達して結論を得たその事実に基いて、な

された案であろうという立ち場に立ちまして、何等私は異議は差しはさみません。あくまで、三役に関するこの給与額に対して、不満を持っております。
従いまして、議案第33号の原案に対しましては、反対をいたします。

5番　委員会案に賛成するものでございます。報告書にもありますように、三役と号給表、その他、特殊勤務関係につきましての案件でございますけれども、只今反対の御意見がありました通りであります。汚職は汚職として、認めしかしながら、今後の市政を汚職がないようにファイトを持ってやることにおいて、その裏付をやることにおいて、市政が万善を期せるんじゃないかと可様に思う訳であります。市長は個人ではございません。あくまでも、市長の職として、多万人近くの住民に対して、ファイトを持って、過去の憂いがなりようなことをなくしてやることにおりて、又自信が立つものだと可様に考える訳でございます。そう致しました場合に原案の$220.—から$170.—までの間の三役の給与に対しては、他市町村との

均衡も考えた場合において妥当だというふうな考えに立つ訳でございります。それと号級表その他についても適確な号級表であるし委員会案に賛成するものでございます。

1番　33号の三役の委員会案に反対致します。市長は1967年度の施政方針の中で尚一層の研究と努力を重ねて本市の重大な時局に対処していきたいとか、更には誠意をもって市政に当ることをお誓い致します等、その抱負を全市民に述べて今日まで市政運営に当ってこられました。このような美辞麗句とはうらはらにその執行体制において、多くの欠点が指摘され上水道特別会計に関しては、汚職が明かにされて、66会計年度の当該特別会計決算については、市当局が執行して来た66年度14年の水道事業はこれを認めることができないとして、不認定という不名誉な結果が出ております。その政治責任は大きく追及されるべきであり、自らその責任を取って退陣すべき性質のものであると考えます。このことについて市政の最高責任者たる市長は議会並びに市民に対して、御迷惑をか

けたことは、指導監督の至らなさとこれ又いとも簡単に形式的にいい訳けておりますが、市政を預かる最高責任者が市民に責任を負う立ち場に立ってほんとうに真心から自らのえりを正して全市民に詫びるという真剣な政治施政があるならば、このたびの給与改正案は提案出来るはずがないと思うのであります。このたびの汚職事件は勿論、行政執行上における多くの問題点について、市民の間には、疑惑と不信感が充満しております。このような時点において、自分額はいくらであれ、給与をアップするということは、市民を愚弄する行為でありお年盛り増俸と言われても弁明の余地はないと考えるものであります。従いまして、当局が万善なる執行態勢を確立し、社会的信用を回復してからでも給与改正はおそくないものと存じます。よって本員は現時点における、市長三役の給与改正に対して、反対をいたします。

8番　議案33号に対して、委員会案に賛成いたします。質疑の中にとうして、討論の中にも水道課の

一職員による汚職問題が言々とされ、そうして、その事件を起こしたことは、誠に遺憾の次第でございます。しかしながら、そういう事態が起きたとは、今後宜野湾市がどうあるべきか、そこをもっとも考えるべきでは、ないかと思います。そこで市長は今後二度とこういうことが起こらないように努力をして頂き、そうして職員も自ら先頭に立ちそうして指導して頂くよう注問をつけるものでございます。給与面におきましては、適正な妥当な額であると思いますれば、本委員会案に対しまして、賛成をいたします。

19番　結論から申し上げます。33号議案に対して、原案に対して反対を致します。当然、正常な場合でありますならば他市町村のいわゆる三役も色々比較検討して、均衡を保つということもうなずける訳でありますけれども現在のように自らのお仕事はちらかっております。そのような時点で額は、いくらであろうが増額するということは、誠に市長がよく言われます所の誠意ないということであります。本来ならば市長自らが、ほんとに常識ある行動を

するならば、当然退陣をしていくというのが常識だと考えております。にも拘わらずこの時点で一般職員の給与が団交によって上げられるかということかも知れませんけれども、自分達の報酬まで値上げするということは、全くけしからん話であります。このような原案に対して、私は賛成できない立ち場に立っております。従いまして、この案に対しましては、反対をいたします。

議長　討論を尽きたようでありますので、討論を打ち切ることに、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ありませんので、討論を打ち切り採決に入ります。議案第33号宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
原案に賛成の方挙手願います。
賛成多数であります。よって本案は原案通り可決することに決定いたしました。

議長　以上もちまして、午前の会議を終ることにいたします。尚午後は2時か

から再開いたします。

議長　暫休憩いたします。（午後12時）

議長　再開いたします。（午後2時）
定足数に達しておりますので、午前に引き続き午後の会議を開きます。
日程の順に従いまして、日程第6議案第45号 1968年度宜野湾市収支出予算案を上程いたします。
本案につきましては、事務局長の朗読を省き、提案者の説明を求めます。

市長　御説明申し上げます。施政方針であらまし御説明申し上げた訳でございますが、68年度の本市の予算を計上いたしましたのは、住民福祉を充分と考えまして、新年度の予算を考えているつもりでございます。
それで、収入におきましては、市税が$366,000ーになっております。これは前年度は$320,000ーでございまして、40,000ードル余りの増となっております。それから市町村交付税が前年度は$163,000ーでありましたが、$243,900ー余りを見積っております。これは政府といたしましても市町村の財政等を勘案いたしまして、相当増額要求、市町村会としま

しても要求いたしますし、充分これは可能な線だと見積っております。それから公営企業収入並びに財産収入これが真栄原の土地売却代金それにその他の賃貸料、それに中部商業の今立て替えております所の収入でございます。それから使用料及び手数料は例年になかいまして役所で受けます使用料手数料でございます。次に政府支出金が$134,000ーは政府から受けます諸工事の分が計上されております。その次の寄附金が22,000余ドルは、新城都計地内からの寄附金でございます。これは現年度にもありましたが新城自体として行なっております都計事業の道路費に当てるべく寄附金を$22,701ー計上しております。次に繰入金が費目存置であります。繰越金を$30,000ー見積っております。雑収入が$30,525ーでこれは非細分地の賃貸料が主体となっております。それに市債が67,000ードルで合計収入が$1,029,624ーに見積っております。

支出の面では議会が38,000余ドルになりまして、これは新年度議会の議員の方々の本土研修も予定して

ございます。それから2款の役所費の
¥243,537ー は前にも申し上げました
ように役所費の殆んどが ここに集中
させてあります。今まで消防 選挙
管理委員会、議会、監査委員会が
今まで除かれておりましたが これは
独立した機関でございまして、
これを除いた他の役所費は全部
にこれに包含いたしまして、職員の
給料それから一般諸手当等が
全部これに包含して前に申し上
げました機構改善とも共ない
まして、全部集中管理をするよう
に計上いたしております。それに
職員給が相当大きくアップされ
まして、今まで各款にありました人
件費等を全部これに集中いたし
ましたために、昨年度と大きな差額
を出しております。3款に消防費
の ¥33,617ー これは今まで消防
隊員が定数に足りない12名で足
っておりましたのを更に6名増員い
たしまして、定数にいたしまして、今後
の消防行政を万善を期して行く
ように考えております。
4款の土木費 これが ¥240,473ー
になっております。これは前に申し
上げました普天間排水の下流と
他農道の新設、改修等による

土木費でございます。これは後で詳しく御説明申し上げますが、新年度は建設と土木を都計と建設課ということになりますけれども、この土木費は建設課の中の土木費になりますが、都計は設計、企画ということにしまして、建設課が土木事業あらゆる全般を受け持つように計画をしております。次の社会労働費が¥31,706－これは前年度よりいくらか差はございますけれども、こういうようなことになっております。それから保健衛生費が¥7,663－これも前年度よりいくらか表現したような格好になっております。産業経済費が¥31,400－これは産業面に対する予算を計上しております。その次の財産費が¥167,153－これは普天間小学校の分離するためのあらたな敷地購入費に¥110,000－を予定しております。それから真栄原の売却代金から¥50,000－余りを見積る計画で予算を計上しております。それから選挙費これが¥4,094－、公債費が¥37,354－これは今まで借入れしております金の返済に当てるようにしております。諸支出金¥75,021－これは現在行なっております。第二

地区の区画整理事業に繰出金が
¥41,000－その他自治会長会の費用を
計上いたしております。次に教育分担
金これは¥131,310－これは教育委
員会の分担金でありまして、各学校
の今後施設の改良とか改善等に
なっております。これは教育委員会の人
件費委員会の報酬等が全部含ま
れております。これは委員会との調整
を終えまして、新年度68年度の教育
行政はこれで予算計上してゆっていく
ように委員会との調整をつけて計上
している訳でございます。予備費が
¥1,000－それで才出合計が¥1,029,
624－差引残なしでございます。以
上簡単に大まかな私からの説明を
申し上げましたが、その内訳等に
つきまして、助役から詳しく御説明
を申し上げることにいたします。

議長　暫休憩いたします。（午後2時15分）

議長　再開いたします。（午後2時15分）

助役　前年度との比較だけ申し上げたい
と思いますが、必要性ありますか、
一応この62会計年度の予算の構
成と現年度の予算の構成を一寸
比較御説明申し上げます、予

算総額においての相対的な延びが9.6% 約10%の延びであります。これは款別にその更正の割合を申し上げますと、市税におきましては、現年度においては、86.82%に対しまして、68会計年度は85.89%と全体の構成比からいいますと、わずか下っております。市税総額においては、40,000－ドル以上の増になっておりますけれども構成比からはわずかに下っております。それから市町村交付税におきましては、現年度におきましては18.39%でありますが、68会計年度においては、23.69%を見積っております。この方は相当の増額構成比率から申しましても相当の増になっております。これは67会計年度より大体交付税の68会計年度における交付税額が約総額におきまして9%の延びが予算の参考案に盛られておりますので一応交付税につきましては、単位費用から財政需要額、これを正密に計算して算定すべきでありますが、現在におきましてはまだ政府の方から単位費用の数字が示されておりませんので確たる見積りにはまだ現在の所至らない訳であります。

それでこれを見積るに当りましては、全然、政府からの内示を受けておりませんが、市町村会並びに今日までの事務連絡会等で大体非公式ながら政府の地方課が説明をしたものから総合しまして、市町村交付税は算定、一応見積ってあります。従いましてこの数字につきましては、単位費用の明示がある時点になりますと、ある程度の見積りの相違が出て来るものと予想をいたしております。それから公営企業債が財産収入におきましては、構成比率を申し上げますと、現年度が15.7%でありますが、68会計年度は30.11%を見積ってありまして、構成比率並びにその額も大幅に増額されております。この内容につきましては、先程の市長の説明にもありましたように、基本財産積立金からのくずし入れが¥111,000-でありまして、その他はいわゆる真栄原の旧学校敷地売却代見積が約¥50,000-それから中部商業敷地売却代が¥17,000-が主なるものであります。それに市有地の軍用地料それから土地貸付料等を見積ったものでありまして、例年に比較しまして、増額されている要因

は、基本財産積立金からの¥111,000一のくずし入れが一番大きな増の原因であります。
その他の収入面は土地売払代金が現年度が¥80,000－みておりますが、新年度は¥50,000－を見積っております。真栄原の旧嘉数学校敷地については、それから中部商業につきましては、現在までの政府が買い上げた残り金額を68会計年度に買い上げるものとして、その残額金額を計上してある訳であります。使用料及び手数料でありますが、この収入につきましては、構成比が現年度が3.7%、それから次年度におきましては、3.72%の構成比率を示しておりますが、これは収入面におきましては、現年度よりは増収は見込めないというような観点に立って見積りをしております。その要因を申し上げますと、手数料これは、すべての証明手数料等でございますが、現年度におきましては、医療保険制度、それから公務員退職年金等の新しい立法が施行されまして、この面に対する色々の証明が相当予想以上に入っておりまして、相当多額に見積っておりますが、ほぼ現年度に近い数字を見積っております。現在の

実績を見積りまして、現在の実績を押さえまして、次年度は大体見積りましてあります。従いまして、予算総額が膨張した関係でその構成比率は下って来ている訳であります。それから政府支出金でありますが、この方の構成比率は、現年度においては、16.44%を示しておりますが、次年度においては、16.06%になっておりまして、3%余の構成の比率が下って来ております。これの御説明を申し上げますと、現年度におきましては、政府の参考案にこれは主として土木関係の補助金になりますが、政府の参考案になかったものも今後の折衝によって獲得しようというふうな予算をずい分67会計年度においては、見積ってありましたけれども、68会計年度においては、そういうのは、一斉計上してありません政府の68会計年度に見積かれている所の政府参考案にあるもの、そしてそれを充分政府と折衝して確認した数字だけ補助金は計上してあります。それから寄附金でありますが、この方は主なる寄附の内容は、次年度も同様な性質のものでありまして、新城の地主組合が寄附金を市に希望しまして、それを市の寄附金として受けまして、これを、市が、工事を

執行しておると、この同じような形態のやり方でこれの寄附金でその殆んどを示しております。これは少し現年度に比較しまして下って来ております。
それから7款になりますと、これは殆んど繰入金については、殆んどありません。それから繰越金でありますが、繰越金は、現年度において当初予算に、35,000ードル見積っておりましたが、決算の結果は$32,000ー余となっております。それで次年度におきましては、$30,000ーの繰越金を計上してあります。これについては、現在の所、計数的にはまだ充分確信もって金額明示できませんけれども、しかし$30,000ーの金額は充分繰越はできるという程度の確信は充分持っております。
それから次は市債でありますが、この方は、主に現年度におきましては、公営住宅の市債でございますが、次年度におきましても、同様な内容であります。この方は、現年度においては、土地購入費も相当見積ってありましたが、次年度におきましては、市有地に建設することになりますので、その面は減っておりますが、建物そのものは、相当の規模が拡大いたします。現年度においては、36世帯でございますが、次年度においては、48世帯を建設する予定

して、建設資金においては、相当の増を示しております。
それから次は雑収入でありますが、雑収入におきましては、現在の67会計年度における収入の大部分の軍用地内の非細分地貸料がその大部分を示しておりまして、次年度においても大体それが雑収入の大部分であります。
そこに従いまして、雑収入においては、さして、収入面に増減はございません。大体現年度の通りであります。
それから以上支出の構成の割合を大体現年度と比較して、御説明を申し上げました。次は支出に移りますが、支出において大体款別の構成割合いを申し上げますと、現年度におきまして議会費が3.68%示しておりますが、次会計年度においては、3.73%を示しておりまして、議会費がわずかに構成比率が高まっておりまして、従いまして、その経費においても、ある程度の増額になっております。これは現年度において、議会の本土研修費が少なかったのを次年度において研修費が入って来たという所による増というふうになります。それから役所費におきましては、これは説明書の最初の方に、すりものがあります。

ように一般会計予算の前年度との編成に異った点の説明という所でお読みになれば充分お分りと思いますが、そこにおいてある程度の増を示しておりますが、これは即ち職員給をある程度各款に散らばっておったのを全部2款に集中する一般事務部局の給与関係を全部集中したこととそれからそれに伴う所の諸手当、それから旅費、消耗品、それから備品等、それから車輌の燃料費、修繕費こういうのを集中管理によりまして全部2款に集中いたしましたために構成比率が18.4%から23.6%に構成比率が大きくのびております。これは勿論職員の待遇改善によります所の増俸によります所の分とそれに伴う諸手当の支給増等が大きな要因を示しております。それから3款の消防費におきましては、現年度が2.17%でありまして、それが次年度が3.26%で相当構成比率が上っております。この原因は現在の消防職員が16名が、定数条例が定員18名にもって行ったための職員給の増又職員の給与のベースアップによる所の増が大きな原因を示しておりまして、その他の施設関係等においては、別に

現年度と変った所はございません。それから款の土木費におきましては、現年度が33.6%次年度において33.07%と構成比率からは相当下って来ております。これは先き一寸収入の面で申し上げたように政府補助金に対しましては、一応予想で現年度計上してあった分がありましたけれども、これは全部除いたということと、今度の予算構成に当りまして、編成に当りまして、一番大きな原因であります所の人件費の増と、それから区画整理才二地区に対する繰出金 ¥4,000一の繰出金が現年度にありませんが、これが次年度に見積られております。従いまして区画整理事業は土木事業の一部とみなしても差し使えないということになると思いますが、いわゆる才二地特別会計に繰出す金がありましたために、予算の割り振りからどうしてもこれだけの縮減をしなければいけないような状況に立ち至りまして、土木費においては、従来自己賄いによる所の相当の市の単独工事を計上しておりますけれども、次年度においては、そういう部面が殆んど計上されておりません。この理由は人件費の増による

所の予算の増とそれから第二地区に出す繰出金の¥41,000ーというようなことが大きく原因いたしておると思っております。それから社会及び労働施設におきましては、大体構成比率から申しますと現年度が6.72%それから次年度におきましては、3.08%と構成比率が相当大幅に下って来ておる訳であります。これは、大きな理由といたしまして、この款にありました人件費的な費用、それから事務消耗品的な備品的なものこういうのは2款に集中した理由もあります。これも大きく原因を致しております。それから、その他の事業におきまして、特に新年度において現年度に比較して大幅に事業がのびたもの或は新規事業というふうのが殆んど見込まれておりません。これは、いわゆる予算規模の増大による所の構成比率の減は大体そういう所に起因をしておるということになります。それから産業経済におきましては、現年度3.24%の構成比率に対しまして、次年度は3.08%でありまして、わずかに構成比率が下っておりますが、予算額にありては、さして金額からは変りはありません。これも、さして新年度に

おいて、大きな事業的なのはありませんが、その他細部については、その款の説明なしは、又皆様方の御質疑にお答え出来ると思いますが、一応大きい事業費の新規事業等が現在見込まれておりません。それから8款の財産費でありますが、これは現年度におきまして、10.41%でありまして、次年度は16.23%と大きくこれが伸びております。この費用はいわゆる普天間第2小学校の校地購入資金の¥111,000一の計上がこれの大きく伸びた原因であります。尚それから旧嘉数校の敷地の売上代金を基本財産積立金に積立るための費用が¥50,000一含りこれが大きくその財産費の構成を示しております。その他市有財産の登記、境界確定等の測量費と少々わずかに組まれておりますが、その内容は先き申し上げた通りであります。それから渓考費におきましては、別に現年度と変りはありません。わずかの増減がありますが、いわゆる運営費であります。それから公債費でありますが、この方は現年度と比較しますと、構成比率は現年度が4.48%でありまして、次年度が3.63%とわずかに下ってお

ります。これは、いわゆる市の起債の償還金並びにその利子でありまして、中部商業高校敷地の¥30,000－それから野崎保育所の¥6,000－それから大山の保育所建設資金の¥5,000－というようなものの元金償還とその利子でありまして、構成比率からは下っておりますが、その額においては、さして変りはありません。それから公営住宅の起債の分は、利子だけを計上しております。元金は計上してありません。それから諸支出金におきましては、現年度が構成比率が8.87%それから次年度が7.27%と大きく伸びております。この分は、先き御説明申し上げましたように区画整理ヲ二地区に対します所の繰出金¥94,000－余りが入っているために相当の伸びになっております。
それから、教育負担金においては、構成比率が現年度において11.93%次年度において13.74%を示しておりまして、パーセントの比率もその額においても、相当の増を示しております。これは、教育委員会との調整で一応その額を計上してありますが、この資料については、参考資料としまして、これを生み出すまでの算定の方式といいますか、その

方法を一応資料として、皆様方にお配りしてあります。それで、以上、現年度との比較を申し上げまして、一応概略の説明といたします。

NO, 21

NO, 22 (その1)

47回定例会

議長	本案に対する質疑を許します。
3番	予算書の2頁、市町村交付税、これについて先程の助役の説明で財政需要額算定に関しての単位費用、~~[illegible]~~これは一応はある線を想定しての算定であるという説明でありましたが、現在何か単位費用に関する改正の段階にあるんですか、中央で。
助役	はい。これはずい分かわると思います。いわゆる交付税総額が現年度の予算と比べまして、約40%の場になりますので、それによって単位費用もずい分かわって来るという予想をしております。
3番	従来に比較して、40%増が見込まれるというのは、そしてその立ち場に立ってのこれは算定ですが。単位費用の40%増ですね。
助役	いわゆる、交付税のですね、総額の40%増でありますので、結局宜野湾市にその通り来るとは確信はできない訳であります。
3番	政府の交付税額の全体の枠の増が40%という訳ですね。
助役	約40%でありますので、本市に必ず40%

助役　増になるということはないと思います。

3番　私がお伺いしたいのは、この計上された数字需要額算定を当局が出される場合には、単位費用は現在の単位費用よりは、いくら増されたですか。

助役　これは大体市町村会がですね、政府に要請したその単位費用を大体、

3番　各単位費用を平均して、各市町村で、

助役　これは平均と申しますよりは、現単位費用を増額してですね、要請されている訳なんです。

3番　ですから、その増額がですね、いくらというあ3特定数がなければ才入計上には、ここに計上できないはずです。ですからこの交付税をここに才入として計上するからには、一応は単位費用が増になるということもあれですが。政府の全体の交付税の枠が40%増というのは、これは単位費用の増が主な理由でしょう。改正増が、そうでしょう。ですから本市自体がこの予算案に計上された交付税額は計算はどのようにされたかという意味です。大体で結構ですよ、見積りですから。

助役　交付税に対する、市町村会がですね、各

助役	単位費用を見積って要請してある訳です。
3番	これは抽象的に要請ですが、それとは別にですね、宜野湾市はここに今予算案に確実な数字をもって表わしている訳ですよ。これはだから実際すぐ何%をかけるといったような単位費用そのものが、一出発点でしょう。ですから単位費用は、現在の単位費用にいくらか上るだろうという一定の線を打ち出して、
助役	そういう算定ではございません。
3番	そうではない訳ですか。
助役	はい。いわゆる市町村会がですね、各単位費用を増額して一応決めてある訳ですね、それでもって要請してある訳ですが、その数字が来ている訳です。
3番	ですから、市町村で、中部市町村で或は、
助役	いや、これはすぐ増額にいくらというパーセントじゃなくしてですね、
3番	各単位費用ですか。
助役	はい、各単位費用です。
3番	ですからこれは、各単位費用ごとに算定して

3番	出て来た所の合計がここに出て来たという訳ですな。
助役	はい。
3番	はい。分りました。ここに計上してある所の市町村交付税、今先話し合いにあった、単位費用の増額分とは関係なくて、この中には、宜野湾市の道路維持修繕費に関するのは入っていますね、当然、その道路維持修繕費に関して、宜野湾市の道路の総面積はいくらという仮定に立っていますか。
助役	これは、今度市道認定の当局が提案した数字を提出した。
3番	ですから、総面積が当然基本になっているはずですから、基準財政需要額には、道路面積が、これに関する。
助役	これについておりますが、後の方に。
3番	ついていますか、面積なんかも。はい、それじゃ結構であります。それからこれは別に質疑ではありませんが、3頁のですね、一番最初に財産売払い代金とありますね、これは3款の公営企業及財産収入の中の項ですが、1項ですか、これはプリントは2項じゃないですか。1項は財産収入、

3番	よく見えないんですが。
助役	はい、2項の間違いです。数字は2であります。
3番	その財産売払代金でありますが、予算説明書を見ました場合に予算説明書の10頁です。一番上の方に分割延納利息という説明附記がありますね。これを土地を買われた方が宜野湾市に土地代を納入するのがおくれた場合、そのことを指している訳ですね。
助役	そうであります。これはですね、真栄原の土地の売却の場合のですね、これは特約がございまして、特約によって分割支払する場合には、その期間内は2.4%の。
3番	その契約にはあくまで、買受代金、相手側からすれば、買受代金ですね。これは宜野湾市に払う場合もし一括して払えない場合、おくれた場合には、おくれた期間に対する利息という意味ですか。
助役	そうでございます。
3番	これは、貸付金ですか、それじゃ。貸付じゃないでしょう。買受代金でしょう。

助役	代金の中に入る訳なんですが。
3番	もしおくれたらですね、ある方が宜野湾市から土地を買われた。当然その代金は払わなくちゃいかないんですが。これはもし延期する場合には、仮りに今日から延滞しますよ、延滞した場合には、これは、貸付金に切り替えされるんですか。
助役	その時からは又延滞というふうに。
3番	いや、私がお聞きしているのは、延滞した場合には、今日までに土地代金を払わなくちゃいかない場合ですね。そうなっている場合、今日までに払わなければ明日からは延滞ということになりますが。その延滞しているのは貸付金に切り替えるんですかと聞いているんです。
助役	今の所、現在までそういう例はございませんが。
3番	いやいや、貸付金に切り替えるのであるかどうかを私は聞いているんです。そうじゃないんでしょう。
助役	貸付金ではないと思います。
3番	それならば遅延損害金としてうち出す

3番	べきじゃないですか。貸してだければ、
助役	金でないから利息とするのは、一まず。
3番	そうでしょう。
助役	これは、しかし最初からそういうふうになっておったんですが。
3番	利息は預金と貸付金以外は生みませんよ。それと、その場合、0.024セントですが、これは、市中銀行普通貸付利率はいくらですか。組合は0.023セントだったですかな。
助役	はい。
市長	琉銀が0.024セントです。
3番	琉銀に準じたという訳ですか。しかしこれはね、貸した金でもないし払うべきのをおくれたんですからね、もし琉銀が0.024セントだった場合、それより高いもの或は民間利息というものがあるはずですよ、あっちやいけなくても実際はあるはずです。そうすると仮りにそこに、不心得の方が出て来たとします。宜野湾市に延滞しても0.024セントの利息を払えば構わない。1分の利息で貸した方が利息もうけになるといったような

3番	立ち場に悪用されるおそれはないか。その辺は考慮なされませんでしたか。
助役	これはですね、こういう意味であります。分割支払いという特約を設けでした場合にですね、100とした場合にその10を1回目にすぐ現金で払うと、そして、後の残り90を~~80~~、50、80と何月何日に50払います。何月何日に80払いますといった場合に、その期間までの利息を、そしてそれを過ぎてしまえば、4.8セントという。
3番	それを過ぎてしまえば、実際にいわゆる遅れたという理由に基く損害金を見込んだ訳ですね。はい分りました。
16番	説明書の13頁、公営住宅建設補助金の中に土地購入の補助の額が計上されておるが、公営住宅を造るとするなれば、現年度において、市有地に建設するんだということをはっきりいっていながら、更にここに計上してあるのはどういう意味でございますか。
助役	これは、説明を省きまして、これは購入土地代ではございません。
16番	補助金でありますがね。
助役	御説明申し上げますが、公営住宅建設の

助役	場合に建設補助金と土地購入補助金というこつの項目になっておりますが、土地購入補助金の中には、勿論土地の原価も入りますし、それから整地費、それからその他の附帯工事費も費用は土地購入資金の中に一応補助の対象が含まれているためにそういうふうなことになっておりまして、実際は土地の造成と附帯工事費に対する補助金を意味している訳であります。
16番	これは、買おうと、買わざろうとそういう意味とは全然違うという意味でしょう。
助役	はい、買う意味じゃないんです。
16番	同じく説明書のずっと上の方にこれは7目手数料ですね、ここに汚物取扱業認可手数料というふうにして、15社という数字が出ておりますが、現在から何社増えるのか。現在何社増やすのか、そして現在のそういった認可業者の企業の状態はどうであるのか。
民生課長	お答え致します。し尿の汲取業者が4社ありまして、4台であります。それから塵芥処理者が12社ありまして、14台持っております。
16番	車のことじゃないですよ、私はあくまでも社は、会社の社でしょう。だから何社あるか

16番	と聞いておるんです。車の車は聞いておりません。
民生課長	12社と4社です。
16番	16社ですか。
民生課長	そうです。
16番	へるんですか、それじゃこれは、数はへるんですか。
民生課長	これは現在汲取り業者が認可されているのが、やめるんじゃないかと思われる所がございまして、そこを抜いて考えてございます。
16番	だから事実はへるという想定ですか。
民生課長	へる想定であります。
16番	そのやめるであろういうのは何か原因ですか。
民生課長	これは、専業というようなことでもなくて、他の業も兼ねておりましたので、それが他の業が忙しくなったんじゃないかというふうに考えております。
16番	営業を許可する段において、申請をすれば、結局は専業であろうと何であろうと一応市

16番	の実態というものを掌把せんで許可しているのか。さもなければ、私の聞く範囲では、営業がなり立たずに売りさばいたということを聞いておるんだが、それは事実については調査はしておりますか。
民生課長	まだ、事実売りさばいたということはありません。
16番	実際面には、表面はそうじゃないんだが、売りさばかれているという話しがあるんだが、調査しておるかどうか。
民生課長	そういうことは、詳しくは調査しておりません。
16番	それは貴方方はやめるであろうという調整は何から得ましたか。本人からそういう申し出があったのか。
民生課長	そういうことじゃありません。
16番	なければこれは、そうするということはおかしいでしょう。根拠もなくして。
民生課長	その噂を聞きまして、そういった何であります。
16番	噂でもって、単予算にそういうふうにして計上するんですか。はい、よろしゅうございます。
1番	説明書の14頁、民生府補助金、費目存置1

1番	ドルでございます。どういう性質のものですか。
市長	お答えします。これは、現年度も組んでありましたが、民政府から補助を受けるということが、まだ確定しておりませんので、受けた場合にすぐ入れるということで費目存置にしております。
1番	政府に二つございます。当然我々の自治体でもっているべき琉球政府があるし、この民政府補助金というのは、弁務官資金のことですか。
市長	弁務官もありますし、又その他にもあるんじゃないかと思います。
1番	いや、あるんじゃないかじゃ、項目には入れられないですよ。これは皆さんが要求するんですか。
市長	えー、必要に応じて請求します。
1番	場所はどなたが選定しますか、もしこれがどこそこに必要だということは。
市長	市長が勿論しますけれども、その掌に当る部課長或は又皆さんの推薦でもいいんじゃないかと思います。

1番	この場合に現時点においてですよ、宜野湾市は非常に予算が足りませんし、あるS号線沿いの農道がどうにもならないんだという時点にあった場合にこれは可能ですか。これを補助金申請して。
市長	農道といった場合には一寸薄いんじゃないかと思いますが、私が考えておりますのは、非常にこの大きい予算です。これは大きくなくてもいい訳ですが、排水の問題とか、これは軍とある程度関係があるような所、それから現年度はまだ入れておりませんけれども、この市の公開堂にするか、或いは文化会館にするかといったようなことが考えられる訳です。
1番	予算審議の中でお聞きしたいと思いますが、過去にもそういう例がありました。弁務官資金という皆さんがいう民政府補助金、これの出どころ、どういうもんですか。弁務官資金というものが、どんな性質のものであるか、どこからその金は貯えられているか。その点を御存じですか。
市長	当然、弁務官のポケット・マネー的な性質を帯びていると思います。
1番	住民からしぼり上げた金であります。そこで強調したいのは、過去にもそういう例がご

1番	ございました。弁務官資金をうけて、ある箇所の道路を何するんだと、いかにも市民だまし、市民を利益誘導の手に持っていくこういうやり方はやめてもらいたいと思います。そしてお互いが進んでいる方向は政治的にもやはり祖国復帰を目ざして進んでおりますので、そのようなひもつきな民政府補助金とかというものにこだわらずに堂々と真正面から琉球政府なら琉球政府、日本政府なら日本政府、堂々と自らの市政を正して前向きでやってもらいたいと思います。
市長	じゃ、弁務官資金は貰ってはいけないということですか。
1番	そうであります。
12番	67年度の予算にも公営住宅建設費が組まれて執行なされておりません。そして68年度の公営住宅建設費にも$140,000.-余りも組んでございますが、これの着工、竣工の予定、何時頃の予定しておりますか。
市長	これは、現年度はすぐ着工の運びになります。次年度はその予定はまだはっきり目途は立てておりませんけれども、予算が成立すればその目途を立てて着工する考えであります。
12番	予算が決定すればすぐ着工なさる予定。

市長	いやいや、すぐじゃなくして、現年度のものが年度末から着工しますので、大体来年度の下旬頃に完工になりますので、それと併行して造っていく予定にしております。
12番	68年度の末には必ずできあがるという訳ですか。
市長	そうです。
3番	只今の質疑応答と関連してお尋ね致します。この公営住宅建設関係の計上がありますが、今の説明では、これがそのまま予算が通ったら、本格的にいわゆる目途を立てるということになりますか。例えば、具体的に申し上げますと、現段階で勿論そこにはややある程度、具体的構想があっての上、ここに数字が計上されているというふうに私は受け取りますが、その場合、この公営住宅を建築する場所でありますが、三つの方法があると思います。先ずここが適当な場所であると思う所、それがもし市有地じゃない場合は、買上げるか買受ける二つの方法しかありません。そこで買上げを予想しておるのか、借りるのを予想しておるのか。もう一つは市有地を予想しておるのか、三つの内、どれを想定して、ここに計上されたのであるかどうか、その辺の説明をお願いします。

市長	最初のものからお答えします。予算に計上してありますように綿密な計画で進めております。又後の御質問は市有地に建設することにしております。
3番	先程の質疑応答ではその辺が何かぼやけていたので私はわざわざ質問している訳ですが今の説明では、ここに計上されている公営住宅関係の建築費、この関連の公営住宅は市有地に建設するという予定ですね。
市長	そうであります。
3番	どの市有地ですか。
市長	前にも御説明申し上げました愛知の胡麻川原の市有地であります。愛知の闘牛場の上の方です。
3番	そこは、確か施政方針の中の公営住宅に関する部門で住宅難の解消、並びに低所得者云々がありましたね、二つのうち、どこに比重はおかれますか。住宅難の解消というのは、低所得者とは意味は違きいますか。
市長	これは両方に重点はおかんといかんと思いますが。

3番	両方、その場合二つの理由がありますが、一つの理由である所の低所得者という立ち場から見ました場合、今予定している所の市有地はそこから必要な場所へ出勤とかいわゆる働きに出かける、用事に出かける、といったような日常生活面においての便宜はどうなっておりますか。例えばバスとか、自家用車持っていなければどうも不便であるとか、といったような面はどうなっておりますか。
市長	別に不便差はございません。
3番	その予定されている場所から最も近いバス停留所までは大体どのくらいかかりますか。時間でも結構です。歩いて何分間とか。
市長	ゆっくり歩いても15分には充分いけます。我々だったら10分もかからないと思いますけれども、大人、小人をみまして、約15分と見ております。
3番	これは、最初から公営住宅の設置場所、建築場所はそこがいいという立ち場でこの問題に取っ込んでこられたんですか。と申しますのは、今の市有地以外にも適当な場所があって、借りるとか、買収上げるとかといったような面で折衝なされたことは過去においてないかどうか。その辺の説

3番	明を願います。
市長	これは前の議会で充分御説明申し上げたと思いますが、当初は他の所も物色致しまして、居った訳でありますけれども、土地の買上げ問題で難航致しまして、最後になりましてから、市有地もさして不便でもないと、又場所的にもいい場所だということでここにやった訳であります。
3番	その買上げ問題で難航したという所の場所は、バス停留所まで歩いて大体何分位い要しますか。
市長	そこでも大体15分位いの所でありました。
3番	買上げ問題で難航した場所と今の予定されている所の市有地、両方ともバス停留所からややにたような距離ですか。
市長	そうであります。
3番	賃貸借するという線では何か折衝その他はなされませんでしたか。今の話しは買上げでありますから。
市長	賃貸借ということでは、折衝はしておりません。
3番	住宅難の解消というだけが理由ではなく

3番	て、低所得者のための便宜を与えるという意味も理由になっておりますので、その面から考えましたならば、バス停留所に近い所ということは先ず第1条件という位いに重視しなくちゃいかないと思いますが、そのようなバス停留所に近い所の空いている土地に売ってもらえないか、或は貸してもらえないかといったような実際の仕事はなさいませんでしたのか。
市長	それも相当物色致しました訳でありますけれどもなかなか停留所に2～3分或は4～5分といったような所はなかなか適地がなかった訳であります。
3番	この問題で買上げで難航したというお話しで今ありましたが、公営住宅の建築場所はどこにするかといった問題から土地の物色いわゆる選択或いは又買上げに難航した場合もすべて含めまして、どなたがその面に当りましたか。
市長	これは主として都計課長が中心になりまして、進めた訳であります。
3番	主として都計課長ですか。もっぱら都計課長ですか。
市長	いやいや、私も勿論やっておりますけ

市長	れども。
3番	市長、助役、都計課長ですか。
市長	はい。
3番	それ以外にも。
市長	だから職員では係長をしておる奥里君ですね。
3番	実際に当った人は誰々かを私は知りたい訳です。
市長	都計課では都計課長、それから奥里、それから建築係長をしておる奥志、この3名が主として当っております。それに市長、助役、収入役もやっております。
3番	買上げで難航したというのは、当然売りたい人は高く売りたいし、買いたい人は安く買いたいのはそれは立ち場上の問題でありますが、そのひらきはどの位いあったんですか。売りたい人の売りたい値段と、買いたい人の買いたい値段のひらき、難航というのはおそらくその辺じゃないですか。
市長	ひらきというよりこのそこの一定の坪数もですね、5,000坪なら5,000坪、5,000坪

市長	予定しておりましたが、ここの全体が一致しなかった場合があります。
3番	売却はしないという問題ではなくて、売却値の問題ですか。
市長	いやいや、当初は売却難の問題も勿論ありましたけれどもその中にこの何名かが、1～2人だったんですが、この真ん中にぽっんとあるものがどうしても最後にはできないと売らないということになりまして、値段もある程度より合って調整してありましたけれども、どうしてもできないということになってやめたのもあります。
3番	はい、分りました。
議長	暫く休憩致します。(午后3時18分)
議長	再開致します。　(午后3時20分)
3番	もう一点だけお伺いしたいと思います。この土地、今先話し合われた土地でありますが、これは全部貸してある訳ですか。現状は、現時点においては。
助役	そうじゃありません、わずかであります、借りているのは、

3番	大体の割合でいいんですが、どの位いですか。
助役	約10%から12%位いじゃないかと思います。
3番	貸してあるのがその位いですが、大半はそのまま放置されている訳ですね。
助役	契約が切れまして、今は再契約。
3番	現在、契約中の件数は何件ですか。
助役	今1人であります。
3番	現在1人ですが。この1人に関する土地は何坪位いですか。
助役	そうです。坪数は56坪です。
3番	今先、更新というそういう趣旨の言葉が出ましたが、今年度において、この1件以外に更に更新が予定されているんですか。
助役	いや、更新はしない訳です。
3番	この1件以外に更に次年度において、この土地をあらたに賃貸借契約を締結するとか、従来その関係にあった人と新たに更新の形を取るにしろ新規契約の形を取るにしろ、契約は結ばないという訳です

3番	ね。
助役	そうであります。
3番	はい、分りました。
議長	お諮り致します。本案は質疑の段階で継続審議と致したいと思いますが、御異議ございませんか。 （異議なしと呼ぶ）
議長	御異議ありませんので、質疑の段階で継続審議と致します。
議長	次は日程第7、議案第46号、1968年度宜野湾市上水道特別会計予算案を上程致します。本案につきましては、事務局長の朗読を省き、理事者の趣旨説明を求めます。
議長	暫く休憩致します。（午后3時22分）
議長	再開致します。（午后3時27分）
市長	提案理由の御説明を申し上げます。前に議決決定して頂きました水道事業は、新年度から公営企業になる訳でございまして、予算の形式も全部変る訳でございい

市長　ます。それでその経営方針は市町村公営企業法にあります通り常に経済性を発揮すると共にその本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないということがうたわれておりますが、そういうことを本旨におきまして、予算を計上した訳でございます。これにありますように1968年度宜野湾市水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、そして収入の部ということになっております。これが事業収益として、¥280,058.−となっておりまして、給水収益、それからその他の営業収益、営業外収益、受取り利息、雑収益、ということになりまして、合計¥280,058.−ということになっております。支出におきましては、事業費が¥260,353.−、営業費用の受水費が¥154,498.−これは年間の水道公社から購入する水の費用でございます。給配水費¥24,113.−、業務費¥36,966.−、総係費¥18,067.−、減価償却費¥12,000.−を見積っております。それに資産減耗費¥1,000.−、受託工事費、これは費目存置にしております。その他の営業費用¥5,220.−、営業外費用が¥7,488.−、支払利息¥7,437.−雑支出が¥51.−、予備費が¥1,000.−それで収益的支出合計が¥260,353.−となっております。次に申し上げますと、資本的収入及び支出、これが企業債を¥50,000.−見

市長　積っております。補助金が＃7,787.－財産売却収入として費目存置にしております。それの合計が＃57,988.－支出にまいりまして、資本的支出が＃97,473.－水道改良費が＃86,875.－これは前に申し上げました基本計画によりまして、次年度の計画をしております。営業設備費が＃10,964.－施設負担費が費目存置にしております。企業債償還金が＃10,098.－予備費＃500.－資本的支出合計が＃97,473.－次に宜野湾市水道事業計画、これが事業量、総配水量これは長さになっております。それから栓数、給水人口、新設修理、給水器修理とか、その他の営業施設、損益勘定所属人員、37人、資本勘定所属人員3人、次に宜野湾市水道事業資金計画が受入れ資金、それから支払資金となりまして、これの差引＃30,040.－その次の水道事業予定開始の貸借対照表、これが7月1日現在になりますが、これは今までの予算と異なりまして、今後度公営企業に移すために今月末日をもって、全部今までの水道事業を精算致しまして、貸借対照表を造りまして、7月1日に公営企業に移転するようになる訳であります。その資産合計が＃415,562.－ということになります。負債の部で負債、資本で合計致しまして、＃415,562.－、これはこの6月30日で全部総決算致しますので、未払金それから未収金、こういったものが相当出て来る訳

市長	でありまして、その面にこういったような勘定になる訳であります。詳しいことは更に御質問にお答えしたいと思います。
議長	本案に対する質疑を許します。
議長	暫く休憩致します。(午后3時35分)
議長	再開致します。(午后3時35分)
3番	7月1日現在を予想しての貸借対照表、これの流動資産の中の未収金、営業未収金#51,611.−計上してありますが、これと関連してです。現在集計が出されているのは何日現在でありますか。現年度である所のそれが1点、7月1日現在を予想しての2の貸借対照表の#51,000.−という数字は何日現在の実績をおさえての算定であるかこの二つの御説明を願います。
議長	暫く休憩致します。(午后3時36分)
議長	再開致します。(午后3時37分)
議長	本案につきましては、質疑の段階で継続審議と致したいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶ)

議長	御異議ございませんので、質疑の段階で継続審議と致します。次は日程8、議案第47号、1968年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計才入才出予算案を上程致します。
議長	本案に対する理理者の趣旨説明を求めます。
助役	1968年度の区画整理事業第二地区予算について御説明申し上げます。才入が6款にわかれておりますが、68年度におきましては、替費地処分の収入を$53,500.-を見積っております。いわゆるこれは、工事費に当てるための地主負担に相当する額であります。この単価につきましては、大体$50.-を想定している訳でございます。それから2款の政府支出金、これは$44,000.-見積っておりまして、68会計年度に行います所の街路工事、整地工事等に対しまして、いわゆるその工事費に対しまして、これは精算によって補助額は決定される訳でありますが、67会計年度と68会計年度、それから69会計年度の3年度にまたがって、政府の補助金が交付される訳でありますが、一応政府との調整によりまして、68会計年度においては$44,000.-を見積っている訳であります。繰入金は一般会計からの繰入金でありまして、いわゆる区画整理事業を行いますための総工事費から

助役　地主の負担すべきいわゆる替費地処分によるところの金額を差引いた残りの半ばを政府と市が持つわけでありますので、次年度においては約1,551.-を繰入金を受けまして、この工事費に当てたいという訳であります。それから繰越金でありますが、この方は一応現年度の工事の状況が政府補助金を受けて、現在爆破工事とそれから街路工事をやっておりますが、この方はまだ着工もまもないような状況でありまして、いわゆる出納閉鎖までに果してどれ位いの補助金が入って来るかということが非常に疑問になって来て、一応これが会計年度閉鎖までにその補助金が入って来ない場合には、一応現年度におきましては、不用額としまして、そして又次年度に追加更正をしたいという予定のもとに一応繰越事業としては、見積っておりません。いわゆる68会計年度において新たにこれに追加更正をして行きたいというふうな考えであります。それで繰越金見積っておりません。それから雑収益、この方はわずかであります。費目存置であります。それから過年度収入も費目存置にしてあります。それから才出の方に移りまして、職員給でありますが、この方は政府との補助の精算の問題がありまして、事務費ということになりますが、この人件費を含めまして、事務費になりますが、その方につきましては、大体総事業費の10%以内は事務費も補助の

助役　対象にするというような政府とのこれは調整になっておりまして、そのために4名の職員を区画整理第二地区の職員給から支出しまして、補助の対象にするために4名をこれに見積ってあります。それは技術吏員3人と事務職員1人、それから重機運転手1人をこの会計に見積っております。その他旅費、諸手当、公務員年金負担、医療保険負担金等はこの職員に伴う所の諸経費でございます。それから需要費は事務的の消耗品等もこの方に計上してあります。それから委員会費であります。これは今後この事業の進展に伴いまして、物件の評価それから交換分合による所の土地の評価が生れて来ますので、この方の計費を一応見積りまして、¥120.-計上してあります。それから換地費でありますが、この方は測量を委託したいと思いまして、委託費として、¥2,100.-を計上してあります。次は工事費でありますが、この方が予算の大半を示しておりまして、¥92,149.-を見積っております。その工事はいわゆる整地費が¥15,739.-それから道路橋梁費が¥67,200.-、それから補償費が¥9,210.-を見積っております。その他主なるものは公債費でございまして、いわゆる借入金の償還に当てるためのものであります。この方はこの事業に当てるために住民から第1回目¥30,000.-借りております。ので、これの償還を68会計年度において、

助役	第1回目の償還を行いたいという訳で計上してあります。以上概略申し述べて終ります。
議長	本案に対する質疑を許します。
議長	暫く休憩致します。(午后4時48分)
議長	再開致します。(午后4時50分)
3番	只今の案件で次年度において、この予算が仮りに原案通り可決されて、そして完全に執行された場合には、第二地区の整理事業は全体に対して、何割の工事執行率になりますか。いわゆる68年6月30日までにこの予算案通り完全に執行された場合、その時点において、第二地区区画整理事業は全体に対して何割の執行率になるか。
助役	総経費から申し上げますと、65%位りになります。
3番	ということは、施政方針の中にありました第二地区の区画整理事業が完了しない限り他の地区はできないというのと関連した場合には65%しかできなければ、次残りはどうなりますか。
助役	69会計年度で終る訳であります。

3番	そうとこの問題からおした場合、他地区は70年度しかできないということになりますね。はい、分りました。
12番	1款1項1目の督費地処分の¥53,500.−は幾坪あって、坪どの位い想定されているか。
助役	単価¥50.−を見ております。それの約1,000坪。
議長	質疑もないようでありますので、質疑の段階で継続審議と致したいと思いますが、御異議ございませんか。 （異議なしと呼ぶ）
議長	御異議ありませんので、質疑の段階で継続審議と致します。次は日程第10、議案第48号1968年度宜野湾教育区才入才出予算案を上程致します。本案につきましては事務局長の朗読を省きまして、提案者の趣旨説明を求めます。
市長	御説明申し上げます。先ず市からの教育負担金が¥131,210.−で教育税過年度収入が¥7,032.−で合計¥138,242.−の市負担金ということになります。2款におきましては、学校給食負担金、これはパン給食のものでございまして、小中校のものが計上され

市長　ております。3款が政府支出金でこれは殆んどトンネルでございまして、小中学校の教員の給料が主体でございまして、期末手当とか、その他諸手当が計上されております。これが教職員給与負担金が＃507,493.-、校舎建築負担金が＃202,500.-、保険療負担金が＃30,670.-、合計＃742,683.-になっております。政府補助金が＃7,401.-社会教育補助金が＃387.-これも殆んど政府からの補助金と直接教育費とが合算されて計上されております。4款の使用料及び手数料、これは諸証明の手数料であります。これは学校から移転する場合の或は受入れる場合の手数料であります。雑収入として、預金利息が＃320.-計上してございます。雑入として、＃250.-これは教育税の延滞金であります。それから繰越金が＃3,650.-で収入合計が＃914,661.-となっております。教育委員会費が教育総務費が＃16,873.-でその中教育委員会費が＃6,954.-、報酬その他が旅費、交際費、需要費、役務費、負担金及び交付金という事になっています。これは午前の会議で報酬が決定になりましたので、これは幾らか変動が出て来るかと思います。それから事務局費が教育委員会事務局の職員の給与、それから諸手当、共済費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費という事になっております。賃借等につきましては一応その他

市長　の借料という事になっております。それから諸費で¥250.-これは負担金交付金となっておりますが、職員研修費外ここにあげられている諸目になっております。それから小学校と中学校に内訳しますと小学校の教職員費が¥351,709.-になりまして、これが教員の給料書記の給料諸手当、共済費、旅費になっております。学校管理費として¥36,479.-は学校運営する為の諸費でありまして、校医とか歯科医の報酬になります。それから年金保険いったようなものが共済費としてあげられています。それから賃金として、使丁、警備員の賃金でございます。需要費として消耗品その他ある訳であります。役務費として¥1,238.-これは通信電話料、それから便所の汲取料という事になっております。負担金、及び交付金これが校長協会外その他の交付金になっております。給料が給料、職員手当、共済費、賃金、労務費、備品購入費、扶助費というような項目になっております。この扶助費というのは準保護世帯になっておりますが、このパン給食その他において、保護世帯ではないけれどもそれに準じるところの子供達の保護費になっております。次に教育振興費として¥13,674.-これが賃金とか報酬、旅費需要費、備品購入校外指導費とかいったような学校振興の為の経費でございます。次に学校建設費は¥176,585.-校舎建築費であります。校舎建築を小学校に

市長	おきまして28棟と特別教室が2教室という事になります。その外に学校の諸設備として嘉数小に¥5,650.-、宜野湾小に¥2,300.-普天間小に¥1,137.-、大山小に¥4,098.-いうようその校舎建築以外の設備にこれだけを計上してあります。それから中学校にまいりますと教職員費が給料でございまして、¥132,910.-職員給と書記の給料になります。職員手当、共済費、旅費が教職員費になっております。学校管理費が小学校で申し上げましたような分類になってございます。役務費、負担金交付金、小学校とやや類似しております。学校給食費が¥10,795.-という事になっておりますが、これは賃金の方で¥2,304.-これは給食用の人夫賃でございます。労務費、パン加工費、備品購入費、扶助費というようになっております。学校教育振興費が小学校で申し上げましたような分類になります。学校建築費が校舎の建築費であります。これに8棟それと普天間中と嘉数中の校舎以外の諸施設の費用でございます。これが普中が¥2,100.-、嘉中が¥2,892.-に計上してあります。社会教育費が¥3,121.-でここに御説明してありますように賃金、報酬、旅費、需要費、備品購入という事になっております。公民館費というのがこれが公民館が各部落に13現在ございますが、これに運営費、設備費その他の費用が一部分づつ補助されるようになります。これは従来と

市長	別に変りはありません。社会教育費が¥70,-でこれは報償費と負担金交付金となっています。これは体育指導主事協会指導員というのがありますが、これに対する報酬と体育指導委員協会への補助金であります。諸支出金が分担金及び負担金として連合区に負担しておりますのが¥4,786,- 中部連合区への負担金でございます。これは毎年こういうような負担金をもって、中部連合区は経営されております。予備費費として¥5,835,- 才出合計に¥914,861.-になりまして、前年度より相当の増額になっております。増額が¥142,583.-という事になっております。前年度が¥752,471,-で本年度が¥914,861.-になっております。以上概略申し上げた訳であります。御質問にお答えします。
議長	本案に対する質疑を許します。
議長	本案も質疑の段階で継続審議と致したいですが御異議ございませんか。 （異議なしと呼ぶ）
議長	御異議ございませんので、継続審議と致します。
議長	尚以上をもちまして、議案の処理は終ることにしますがあと、2点だけ残っており

議長　ますが時期をみて諮ることにしたいと思いますので本日はこれをもって会議を終ります。尚明日は午前10時から再開致します。

散　会　（午后4時9分）

47回定例会

No22（その2）